

水戸市生活支援体制整備事業第1層協議体設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）における第1層協議体の設置に關し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知）及び水戸市生活支援体制整備事業実施要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする。

(名称)

第3条 第1条に定める協議体の名称を「みと生きがい支えあい共創ラボ」（以下「共創ラボ」という。）とする。

2 共創ラボに参画登録した事業者を「みと生きがい支えあい共創パートナー」（以下「パートナー企業」という。）とする。

(事業内容)

第4条 次の各号に掲げる事項について、地域の現状や将来像の共有を図り、地域での共創を推進していく。

- (1) 高齢者の支援ニーズに関すること
- (2) 地域資源の把握及び情報の可視化に関すること
- (3) 地域に不足するサービスの創出に関すること
- (4) 支援ニーズとサービスとのマッチングに関すること
- (5) 連携・協働による取組の充実・強化に関すること

(参画対象及び参画基準)

第5条 共創ラボの参画対象とする事業者等は、高齢者の暮らしにくさを解決する生活支援や健康寿命延伸に寄与するサービスを本市で実施又は実施に關心のある事業者及び団体とする。

2 前項に規定するサービスとは介護保険法第8条各項に規定する事業以外の取組及び活動をいう。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、共創ラボの参画対象としない。

- (1) 水戸市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者等又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む事業者等

- (3) 政治活動、宗教活動に係る事業者等
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業者等
- (5) 労働基準法など労働関係法令、その他の法令に係る著しい法令違反、税の滞納等がある事業者等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共創ラボへの参画が妥当でないと市が認める事業者等

(参画登録申請)

第6条 共創ラボへの参画を希望する事業者等は、次の各号の書類（以下「参画登録申請書」という。）を市へ提出するものとする。

- (1) みと生きがい支えあい共創ラボ参画登録申請書（様式第1-1号）
- (2) 事業者情報・生活支援等サービス内容（様式第1-2号）

(参画登録)

第7条 市は、前条の参画登録申請があった場合、第5条に定める参画基準に基づきパートナー企業として登録する。

- 2 市は、登録した事業者等に対し、みと生きがい支えあい共創ラボ参画登録通知書（様式第2号）により、登録した旨を通知する。
- 3 市は、参画登録申請書を確認し、適宜、第6条第2号の情報を市のホームページ等へ掲載し、公表する。

(使用)

第8条 第7条第2項により登録の通知を受けた事業者等は、パートナー企業である旨を広告、ホームページ、会社案内・パンフレット及び名刺等に表示することができる。

(参画登録変更)

第9条 パートナー企業の登録内容に変更があった事業者等は、みと生きがい支えあい共創ラボ参画登録内容変更届出書（様式第3号）を市に届け出なければならない。

(参画辞退・取消)

第10条 パートナー企業の登録を廃止しようとする事業者等は、みと生きがい支えあい共創ラボ参画登録辞退届出書（様式第4号）を市に届け出なければならない。

- 2 市は、前項の規定による届け出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者等が廃業又はそれと同等の状況であることが認められた場合
- (2) 第5条に定める参画基準に反する状況があった場合

- 3 市は、登録を取り消した事業者等に対し、みと生きがい支えあい共創ラボ参画登録取消通知書（様式第5号）により、取り消した旨を通知する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。